十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の二の項の第二欄に掲げる生石灰の原料としての鉱物の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十三号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げる製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用

ハ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用

ニ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げる製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用